

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成28年度の保険料率の変更と軽減について

問い合わせ

年金・長寿医療グループ (☎2137)
北海道後期高齢者医療広域連合
(☎011-290-5601)

◆保険料率が変わりました

被保険者が支払う保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。
平成28・29年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

	平成26・27年度	→	平成28・29年度
●均等割 (被保険者が等しく負担)	51,472円(年間)		49,809円(年間) (1,663円減)
●所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	10.52%		10.51% (0.01%減)
●賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	57万円 (変更なし)		

◆保険料の計算方法 (年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します)

均等割 【1人当たり】 49,809円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成27年中の所得-33万円) × 10.51%	=	保険料(年額) 【限度額57万円】 ※100円未満切り捨て
---------------------------	---	--	---	-------------------------------------

※平成28年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

◆保険料の軽減

①均等割の軽減

被保険者と世帯主(被保険者でない世帯主も含む)の所得の合計で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下。	9割	4,980円	約200円減
33万円	8.5割	7,471円	約300円減
33万円 + (26万5,000円 × 世帯の被保険者数)	5割	24,904円	約800円減
33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)	2割	39,847円	約1,300円減

②所得割の軽減

被保険者個人の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割を5割軽減します。

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険(※)の被扶養者だった方は、均等割が9割軽減となります。また、所得割は掛かりません。

※『協会けんぽ』など、主にサラリーマンの方が加入している健康保険のことです。市町村の国民健康保険などは含まれません。

◆均等割軽減割合の2割・5割軽減の範囲が拡大しました

平成27年まで

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (26万円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (47万円 × 世帯の被保険者数)



平成28年から

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (26万5,000円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)